

障害福祉サービス事業者等における事故報告の取扱いについて

令和2年3月16日
障 害 福 祉 課

1 対 象

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設の設置者
- ・ 指定相談支援事業者
- ・ 地域活動支援センターの設置者
- ・ 福祉ホームの設置者

○児童福祉法に基づく事業者

- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設の設置者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

2 報告の範囲及び程度

報告すべき事故の範囲及び程度は、事業所の責任の有無にかかわらず、サービスの提供に係る事故とし、次のとおりとする。

報告事項区分	報告内容説明
① サービス提供中の利用者の負傷、死亡事故又は行方不明の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷の程度は、医療機関への受診又は施設内における医療処置を要したものとする。 (例：骨折、脱臼、火傷、意識不明など) ※ 擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。 ・ 上記以外、負傷により利用者とトラブルが発生することが予測される場合や利用者に見舞金や賠償金を支払った場合とする。 ・ 「サービス提供中」とは、送迎、通院中も含むものとする。 ・ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、後日トラブルが生じる可能性が認められるものは報告するものとする。
② 食中毒及び感染症の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノロウイルス、インフルエンザ、結核、その他の感染症が発生した場合とする。 ・ 速やかに保健所へ報告し、対応の指示を受けること ・ 関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うものとする。(社会福祉施設等における感染症発生報告等)
③ 職員（従業者）の法令違反、不祥事等による利用者の不利益	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の処遇に影響があるものとする。 (例：利用者からの預り金の横領や紛失等)
④ 地震・風水害・火災や不審者等による被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者や職員の人的被害及び施設・設備・敷地等の損壊が発生した場合とする。 ※ 県等からの被害確認の問い合わせを待たず、速やかに報告すること。

3 報告の方法

- ① 事業者等は、事故等が発生した場合は、直ちに家族や身元引受人に連絡するとともに、事故処理の一応の区切りがついたところで 4 の報告先に事故報告書を提出する。
ただし、死亡や行方不明等の重大事故や災害等による被害については、直ちに第一報を電話やFAX等で行い、その後速やかに事故報告書を提出する。
- ② 報告の様式は、別添「障害福祉サービス事業者等事故報告書」(令和2年度版)を標準とする。
(市町村及び事業所で既に定められた様式があり、当該報告書に記載すべき項目が網羅されている場合は、当該様式を用いて差し支えない。)

4 報告先

- 1) 事業者等(指定障害児入所施設の設置者を除く)は、事故等が発生した場合、次に掲げる機関へ報告する。
 - ① 利用者の支給決定等の実施主体である市町村
 - ② 事業所が所在する市町村
 - ③ 事業所が所在する地域を管轄する県地域振興局福祉環境部
(県地域振興局福祉環境部は、障害福祉課へ写しを送付する。)
 - 2) 指定障害児入所施設の設置者は、事故等が発生した場合、次に掲げる機関へ報告する。
 - ① 障害児の支給決定等を行う県児童相談所
 - ② 事業所が所在する地域を管轄する県地域振興局福祉環境部
(県地域振興局福祉環境部は、障害福祉課へ写しを送付する。)
- ※ 報告には個人情報も含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

5 報告を受けた県等の対応

報告を受けた県等においては、事故等に係る状況を把握するとともに、市町村にあっては、支給決定等の実施主体としての立場から当該事業者等の対応に応じて必要な対応を行うものとする。

この場合、当該利用者の支給決定を行う市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者等への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在する市町村と連携を図り対応するものとする。

[必要な対応例]

- ① 事業所の事故等に対する対応の確認
→ 必要に応じ事業所への助言を行う。
例えば、事故等への対応が終了していないか、明らかに対応が不十分である場合は、トラブルを未然に防ぐ意味からも必要な指導を行う。
- ② 県への報告
→ 事業者等への対応過程において、指定基準違反の恐れがある場合や、後日トラブルが発生する可能性があるると判断される場合等、重要と思われる事故等について県に報告するとともに、特別な指導が必要な場合には県と連携を取り指導する。

6 その他

この取扱いは標準例であり、市町村において既に要領等を定めている場合は、その指示によること。